

胃がん検診（胃カメラ検査）の助成をしています！

胃がんは50歳代以降にかかる方が多く、がんによる死亡原因の上位を占めています。症状がないうちに検診を受けて早期に発見し治療をすれば、ほとんどが治癒できると言われています。茨城町では51歳以上の奇数年齢の方に、医療機関で実施する胃カメラ検査の助成を行っています。

対象者

今年度51歳以上の奇数年齢になる町民の方
(胃や食道に自覚症状のある方や、胃疾患で治療中・経過観察中の方は対象となりません。)

検診内容

- ①胃内視鏡（胃カメラ）検査
- ②胃内視鏡（胃カメラ）検査＋リスク層別化検査（ピロリ菌を調べる検査）※
※初回受診以降は節目年齢(今年度51歳、55歳、61歳、65歳…)の方が対象です。

検査費用

51歳～69歳の方は4,000円
※今年度51歳、61歳の方には6月頃に無料クーポン券を送付する予定です。
71歳以上の方は2,000円
※町の助成を受けて受診できるのは、集団検診や人間ドック合わせて1人につき（年度内）1回です。

実施期間

6月中旬～令和5年2月末日
詳しくは広報いばらき6月1日号、町ホームページをご確認ください。

受診方法

- ①指定の医療機関へ予約する
- ②町へ申し込む(申込方法：いばらき電子申請、電話、窓口のいずれか)
※対象に該当しない場合は受診券一式を交付することはできません。
- ③受診券一式を受け取る
- ④受診券一式を持って、予約日に医療機関を受診する

検査結果

医師から結果の説明を受けます。二次読影後に健診結果報告書が通知されます。結果報告までに2か月前後かかることがあります。内容をよく確認し、必要があればすみやかに病院を受診するようにしてください。

日曜日	事業名	受付時間
13 水	健康相談	9:00～11:30
	3～4か月児育児相談 (時間指定制)	9:45～11:00
14 木	1歳6か月児健診 (時間指定制)	13:00～
21 木	2歳児歯科検診 (時間指定制)	13:00～
22 金	ごっくん教室(申込制)	9:45～10:00 10:15～10:30
23 日	新型コロナワクチン接種 (完全予約制) ※24日も同時刻に実施	8:50～15:30
26 火	3歳児健診(時間指定制)	13:00～

※予定が変更になる場合があります。

【問合せ先】健康増進課 ☎ 029-240-7134 (直通)

文芸

《短歌》

○ 涸沼湖の鏡のような水面の薄氷
割って白鳥家族
河野 久子(網 掛)

● 振りかえる早起きの妻五十年今
朝もストロブ赤、赤と燃ゆ
平本 裕男(小 幡)

● 問う人に「ひとりに馴れた」と笑む
なれど亡き夫胸にしかと居する
鳥羽田早苗(鳥羽田)

たんぼぼが田んぼの土手に点々と
と首を竦めて日向ぼこする
佐藤よし子(谷田部)

二月の朝雪かと紛う白鳥の冬田
に群れて町を飛翔す
小堤美智子(小 堤)

金蛇を枝に突き刺し何鳥か知恵
を絞って生き抜く力
大場 邦男(長 岡)

今年またイベント中止の借楽園
いつものように花は咲けども
浦井 正子(宮ヶ崎)

買物でガラスに映る我が姿母に
似ており驚く一瞬
藤井 功子(長 岡)

友達が呉れたマスクと襟巻を付
けて楽しくランドゴルフ
清水 操(馬 渡)

鉛色に輝き増したる干し芋の最
盛期なりなお輝きて
佐久間 勲(前 田)

(評)河野さん「涸沼の冬の風物詩のひとつでもある渡りの白鳥。厳しい寒さの中で温めあう家族愛を、美しい情景とともに巧みに詠う。平本さん「朝温かなストロブにあたりながら、五十年を連れぞう早起きの奥様へ感謝ししみじみと今の幸せを思う。鳥羽田さん「表面上は何気なくやり過しているが、いつも胸中には亡き夫がいる心強さを「しかと居する」に込める。

《俳句》

○ ひたすらに我行く道を恵方とす
佐久間 勲(前 田)

● 美しや首にメダルのこの笑顔
高田 宗雄(大 戸)

● 空高く光の春に梅咲く
田口すい子(南川又)

受験の孫十五の試験雪催い
小堤美智子(小 堤)

てらてらと赤寒椿いつせいに
秋山 禮子(越 安)

ラムサール涸沼の空や鳥曇
片岡 忠彦(長 岡)

河川敷野焼きの煙芽吹き待つ
内田 理(長 岡)

北風や日だまり求め春を待つ
平本 裕男(小 幡)

信心が薄れて鰯の頭なし
野口 秋夫(上石崎)

日だまりやそつと咲き初む黄水仙
浦井 正子(宮ヶ崎)

(評)佐久間さん「他者が決めた方角ではなく、自身の向かう道を肯定する、晴れやかな希望と力強さに満ちた秀句。高田さん「北京冬季五輪ではさまざまなドラマが生まれた。血の滲むような練習の果てに実った笑顔、素直な感嘆で詠む。田口さん「冬から春へと変わる時期を彩る梅の花。縁起よく爽やかな言葉を重ね、美しい情景を描いた。

《作品の送付先》

ハガキ等に3首、3句以内を書いて、住所氏名明記の上、月末までにお送りください。
郵便 〒311-3192
茨城町小堤10880
茨城町秘書広聴課 宛
FAX 029(292) 6748
【問合せ先】秘書広聴課
☎ 029(240) 7126 (直通)

消費生活センター

18歳から「大人」 成年年齢引下げに伴う消費者トラブルにご注意ください

民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳になります。
成人になると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意思で契約ができた、高校生でもローンを組んだり、クレジットカードが作れたりするようになります。
未成年者の場合、親などの法定代理人の同意がない契約については取り消すことができず、成人になると民法の「未成年者取消権」に基づく取り消しができなくなります。このことから新たに成人になったばかりの高校生や大学生などをねらい打ちにする、悪質な業者がいます。
若者をターゲットにした悪質商法によるトラブルに巻き込まれないようご注意ください。契約や買い物は、自分にとって本当に必要なものが再確認しましょう。



【契約や買い物で「困ったな」と思ったら

茨城町消費生活センター ☎ 029(291)1690
消費者ホットライン ☎ 1888

【貸金業に関する問合せ

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
☎ 0570(051)051

【警察に対する相談は

☎ #9110

私たちの生活に関わるお金や金融の仕組みについても知っておこう!



【相談・問合せ先】
茨城町消費生活センター ☎ 029(291)1690(直通)
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時(土・日・祝日を除く)

消費生活センターは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面は来庁による相談をお控えいただき、可能な限り、電話での相談をご利用いただけますようお願いいたします。